

第1部 国が求める記載事項

第1章 外来医療計画とは

<性格・期間>

- 外来医療計画は、医療法に定める「医療計画」の記載事項
- 現行の「東京都保健医療計画(平成30年3月改定)」を追補
- 期間は令和2年度から令和5年度までの4年、以降は3年ごとに見直し

<記載事項>

- 国が定める記載事項

1 外来診療所に関する事項

- ①外来医師偏在指標及び外来医師多数区域の設定
- ②二次保健医療圏ごとに不足する外来医療機能の検討
- ③協議の場の運営

2 医療機器の共同利用に関する事項

- ①医療機器の配置状況に関する情報(指数)
- ②機器の保有状況等に関する情報提供と区域ごとの共同利用方針
- ③協議の場の運営

- 都としての外来医療の方向性

東京都地域医療構想で掲げた東京の将来の医療の姿である「東京の将来の医療～グランドデザイン～」を外来医療の観点から追補した、都の外来医療の方向性

第2章 東京の外来医療

<現状>

- 東京の地域特性
 - ①高度医療提供施設の集積、②医育機関及び人材養成施設の集積、③発達した交通網、④高齢者人口の爆発的な増加、⑤人口密度が高い、⑥昼夜間人口比率が高い、⑦中小病院や民間病院が多い、⑧高齢者単独世帯が多い
- 東京の人口動向、東京の外来医療の現状(診療所医師数、施設数、患者延数、流出入等)

<外来医師多数区域・医療機器の共同利用>

- 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
 - ・外来診療所の医師の偏在状況を示す指標「外来医師偏在指標」
 - ・外来医師偏在指標の値が全国の二次保健医療圏で上位33%⇒「外来医師多数区域」
- 医療機器の効率的な活用に向けて医療機器の共同利用

第3章 二次保健医療圏ごとの状況

<二次保健医療圏(全13圏域)ごとに外来医療の状況を可視化>

- 圏域ごとの外来医療の現状
 - ・人口推計、外来患者数、外来施設数 等
- 各圏域の外来診療所の医療機能の状況(不足する外来機能:休日夜間初期救急、在宅 等)
- 各圏域の医療機器の共同利用方針

第4章 協議の場の設置と運営

<診療所の開業・医療機器の共同利用に関する手続>

- 外来診療所の新規開業時における手続(外来医師多数区域のみ)
- 医療機関が医療機器を購入する際の共同利用に関する手続(全圏域)

<協議の場における協議>

- 外来医療及び医療機器の共同利用に関する協議の場(=「地域医療構想調整会議」とし、協議の場における外来診療所、医療機器の共同利用に関する協議を規定)

第2部 都としての方向性

第1章 「東京の将来の医療～グランドデザイン～」に基づく外来医療の方向性

<東京の外来医療の方向性>

○平成28年7月に策定した「東京都地域医療構想」で定めた東京の医療の方向性である、「東京の2025年の医療～グランドデザイン～」の実現に向けて、グランドデザインにおける4つの基本目標を、外来医療の観点から追補する形で、東京の外来医療の方向性をまとめる。

<東京の2025年の医療～グランドデザイン～>

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

4つの基本目標

I 高度医療・先進的な医療提供体制の将来にわたる進展

II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築

III 地域包括ケアシステムにおける、治し、支える医療の充実

IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

4つの基本目標を外来医療の観点から追補

第2章 計画の推進主体の役割

- 計画の推進に向けて行政、医療提供施設、保険者、都民の果たすべき役割